

市民部

議案第 1 1 0 号 大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

「議案第 1 1 0 号 大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

本条例の対象施設については、スポーツ課が所管する、和邇、坂本、石山、田上の 4 つの市民体育館となります。

改正内容は、4 点ございます。

- ①使用料の改定
 - ②使用料の後納規定の追加
 - ③体育館の競技場の半面料金の設定
 - ④和邇市民体育館トレーニング室の個人使用区分の削除
- でございます。

改定の理由についてですが、

①の、使用料の改定については、施設使用料設定基準に基づく見直しを行うものでございます。

②の、使用料の後納規定の追加についてですが、現在の条例は、

使用の許可の際、使用料を納付しなければならない、前払いとなっております。後納でしか支払えない団体等の利用、例えば、市の機関が施設を使用する場合、法令上、債務が確定した後に支払うことが原則とされていることから、このような利用にも対応できるよう、規定を設け、利用促進を図るものです。

③の、体育館の競技場の半面料金の設定については、競技種目によっては競技場を全面使用せず、半面のみで利用可能な場合がございます。例えば、バレーボールの団体で、コート1面を練習で使用する場合など、2面のコートが用意できる体育館の全面を使用する必要がない場合など、半面料金を設定することで、空いている半面を別の団体が利用出来るようになるなど、多様なニーズに対応し、施設の有効活用を図るものです。

④の、和邇市民体育館トレーニング室の個人使用の削除については、今までは、専用使用と個人使用と両方の利用方法がありましたが、個人使用の利用はこの5年間では実績が無く、居合や合気道などの競技で、専用で使いたいという需要が高まっております。このような需要を踏まえ、専用使用にて施設の有効活用を図るものです。

3 ページから 5 ページにかけての資料は、施設使用料設定基準に

基づく算定及び激変緩和措置についてのものです。

なお、当課所管の市民体育館の使用料については、すべての市民体育館における 1 m²あたり 1 時間単価の平均を算出し、各体育館の各室の面積、利用時間及び受益者負担割合を乗じて使用料を算出しております。

6 ページから 9 ページでは、各体育館の算定結果を記載しております。

施行につきましては、令和 9 年 4 月 1 日から上限 1.25 倍の増額、令和 11 年 4 月 1 日から、上限 1.5 倍の増額の 2 段階にて使用料を改定いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。